【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

二　法第六十四条の七第七項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による命令　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第八項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に規定する聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

２　長官権限のうち法第六十七条の十三の規定による権限は、認可金融商品取引業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十五条及び第七十九条の四の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第四号及び第五号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で協会の主たる事務所以外の事務所、当該協会から業務の委託を受けた者又は認可金融商品取引業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該認可金融商品取引業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

二　法第六十四条の七第七項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による命令　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第八項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に規定する聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

２　長官権限のうち法第六十七条の十三の規定による権限は、認可金融商品取引業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十五条及び第七十九条の四の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第四号及び第五号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で協会の主たる事務所以外の事務所、当該協会から業務の委託を受けた者又は認可金融商品取引業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該認可金融商品取引業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該証券業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該証券業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該証券業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該証券業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の五及び第四十三条の六第二項において同じ。）又は登録金融機関の本店等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の五及び第四十三条の六第二項において同じ。）又は登録金融機関の本店等の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

４　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

５　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（改正前）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融監督庁長官は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融監督庁長官は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（改正前）

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞、法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の七第五項の規定による命令　　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

三　法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞、法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

四　法第百八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの　法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の五第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の五第五項の規定による命令及び聴聞並びに法第百八十七条の規定による処分（同第五項の規定による聴聞に係るものに限る。）法第六十四条の三第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

（三四　新設）

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券業協会に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十一条**　長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条の五第四項の規定による届出の受理　当該届出に係る外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

二　法第六十四条の五第五項の規定による命令及び聴聞並びに法第百八十七条の規定による処分（同第五項の規定による聴聞に係るものに限る。）法第六十四条の三第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する協会員の営業所又は事務所の所在地

２　長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により証券業協会の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（新設）